

令和6年2月7日

令和5年度（第77期）司法修習生採用選考申込者 各位

司法研修所事務局総務課人事係

住居給付金に関する届出について（事務連絡）

修習給付金のうち住居給付金については、修習給付金案内に記載のとおり、新たに支給に関する要件を具備した場合のほか、住居給付金の支給を受けている司法修習生の居住の実情に変更があった場合にも届出が必要となります。（「司法修習生の規律等について」第4の2に基づく住所変更の届出とは別に、「司法修習生の修習給付金の給付に関する規則」第5条に基づく届出が必要となります。）

必要な届出を怠り、又は事実と異なる届出をしたことにより、不正受給等が生じた場合は、既に支給された住居給付金を返納する必要が生じるだけでなく、非違行為として罷免、修習の停止又は戒告の処分や注意の措置を受けることがありますので、注意してください。